

特集

新しく策定された 「中小企業の会計に関する基本要領」 ～経営に役立つ会計へ～

税理士 森本 弘明
ファイナンシャルプランナー 大熊 信行

1 今、中小企業の会計が大きく変わる

(1) 新しい会計検討の流れと方向性

平成22年8月に公表された「非上場会社の会計基準に関する懇談会」（企業会計基準委員会等の民間団体が設置）の報告書、同年9月に公表された「中小企業の会計に関する研究会」（中小企業庁が設置）中間報告書の両報告書において、中小企業の実態に即した新たな中小企業の会計処理のあり方を示すものを取りまとめるべき等の方向性が示された。

この両報告書を受け、平成23年2月、中小企業関係者等が主体となって「中小企業の会計に関する検討会」及び「同ワーキンググループ」が設置され、検討が行われてきた。同年10月「中小企業の会計に関する検討会」において「中小企業の会計に関する基本要領（案）」、今年1月27日に「中小企業の会計に関する基本要領」が取りまとめられ、2月1日に中小企業庁事業環境部財務課、金融庁総務企画局企業開示課より公表された。

この「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「本要領」という）は、総論、各論、様式集で構成されている。その総論では、中小企業の多様な実態に配慮し、中小企業の経営者が理解しやすく自社の経営状況の把握に役立つものとし、会社計算規則に準拠しつつ、中小企業に過重な負担を課さない会計を目指す等、基本的考え方を示している。

また、各論では、多くの中小企業の実務において実際に使用され、必要と考えられる項目に絞り、一定の場合の簡便な会計処理を示し、中小

企業経営者の理解に資するよう分かりやすい表現にするとともに、解説を付している。様式集は、実務において実際に使用され、必要と考えられる項目に絞って様式例を示している。

(2) 税務会計から経営支援会計へ

今日まで我が国の企業は、国際会計基準(IFRS)への対応に迫られ、「中小企業の会計に関する指針」(以下「中小指針」)も国際会計基準に即応するよう、毎年のように更新を繰り返している。会社法は、近年新しくなったが、法人税法は社会の変化に合わせ、改廃を繰り返し膨大な条文構成になっており、経営の自由が保障される現状に無い。

そして会計人は、税務会計を常に脳裏に置き、法人税の申告時税務調整の必要な事項を無意識に極力排除しようと試みてきた。結果として多くの経営者は税務申告に必要な知識を会計上常に意識することを強いられ、経営に十分に役立つことのないかもしれない資料の提供を受け、それも時遅れで提供される現状にあるようだ。

人類の英知を結集した会計は、今日の企業経営の必須の基盤となっている。しかし、あらゆる制度が複雑化した社会では、管理社会から支援社会への転換を図る必要がある。経営者も従業員も自律し、相互に支援される社会を築くための会計をここでは**経営支援会計**と呼ぶことにする。「本要領」の策定後は会計の中心が経営支援会計になるだろう。

(3) 中小企業庁と金融庁の目指す会計実務の変化

「本要領」は利用が強制されないが、中小企業の成長に資し、会社法上の計算書類を作成する際に参照するための会計処理や注記等を示す。そして、経営者が活用しようと思え、理解しやすく、経営状況の把握に役立ち、利害関係者への情報提供に資するものである。会計慣行を考慮し、税制との調和を図り、会社計算規則に準拠している。

さらに、計算書類の作成負担を最小限にしようと考え作成されている。想定される利用者は、中小企業であり、企業会計基準や「中小指針」に基づくことは妨げない。また、その適用には適切な記帳が前提とされ、正規の簿記の原則に従い適時に整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならないとされている。

他方、金融機関に対しても、コンサルティング機能の発揮を一層定着